

旭川市介護認定審査会について

旭川市介護認定 審査会の概要

- 根 拠：介護保険法及び同施行令，旭川市介護保険条例，旭川市介護保険に関する規則
- 委 員：110人(R5.4.1) 医療分野(医師，歯科医師，薬剤師)
保健衛生分野（看護師，理学療法士，作業療法士等）
福祉分野（老人福祉施設関係者，社会福祉士等）
- 任 期：2年（現委員の任期は，R5.4.1～R7.3.31）
- 業 務：要支援・要介護認定申請に係る審査判定（要介護等の該当の有無，要介護度等）
 - ① 認定調査員が申請者と面談し作成した「認定調査票」
 - ② 主治医から提出される「主治医意見書」
 - ③ 上記①②の内容から国の基準より介護度をコンピュータ判定した「一次判定」
これらの資料に基づき，専門的な視点から審査判定を行う。
- 合議体：定数5人の合議体を16編成。各合議体でそれぞれ審査判定を行う。
（16合議体に80人所属（他の30人は長期欠席や退任の際に対応））

合議体による 審査会の開催

- 頻 度：原則週1回（申請の状況等により調整）1回につき30～35件程度を審査判定
- 日 時：火曜日 5合議体（日中 1，夜間 4）
水曜日 5合議体（日中 1，夜間 4）
木曜日 6合議体（日中 2，夜間 4）
※委員の本業を妨げない会議運営が必要であるため，夜間開催が多い。
委員のうち本業の時間調整が可能な方には，日中開催の合議体に所属をお願いしている。
- 出席者：委員5人，事務局2人（職員1人+専任の補助員1人(会計年度任用職員)）

※日中 13:30～，夜間 18:30～
会議は1～2時間程度

要介護・要支援 認定申請件数

※転入による申請を除く

申請区分／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	5,970	5,953	4,921	4,987	5,115
更新	9,770	12,338	5,451	9,374	10,923
区分変更	2,055	1,580	3,074	3,396	3,077
合計(件)	17,795	19,871	13,446	17,757	19,115
会議回数(回)	480	615	425	510	551

要介護・要支援 認定者数

※各年度3月末日現在

区分／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号被保険者	22,766	23,291	24,094	24,536	24,262
第2号被保険者	373	379	397	380	368
合計(人)	23,139	23,670	24,491	24,916	24,630

※第1号被保険者：65歳以上の方

※第2号被保険者：40歳～64歳の医療保険に加入している方で、特定疾病により介護や支援が必要な方

事務局の勤務体制

従事体制等／区分	正職員（兼務 6人 R5.6.1現在）	会計年度任用職員（専任 9人）
従事体制	他の業務と兼務しながら、係全員で担当する合議体を分担（夜間は2合議体ずつ）	審査会関係業務に従事
役割	審査資料の疑義等への対応、判定結果及び判定理由等の確認・記録、その他運営全般	申請情報入力、審査資料作成・配付、会議補助、認定結果処理・通知(被保険者証)発送等
勤務時間等	通常の勤務時間（8:45～17:15） ※夜間の審査会は時間外勤務対応	会議の開催日に合わせた交替制勤務
時間外勤務実績（審査会分）	R2年度：640時間(1人平均 8.8時間/月) R3年度：667時間(1人平均 9.2時間/月) R4年度：860時間(1人平均 11.9時間/月)	なし